

市民提案による参加と協働のまちづくり事業「まちづくり基金事業」 平成31年度実施事業 募集要項

鯖江市では、市民活動団体やボランティア団体等の方々が自主・自発的に行うまちづくりに役立つ公益的な事業に対して、助成を行っています。

事業規模等に応じて、「チャレンジまちづくり部門」と「みんなでまちづくり部門」の2部門に分けており、平成31年4月1日以降の事業が応募対象です。市民活動を行う皆様を支援し、より一層皆様のご活用されることを心から願っております。ただし、平成31年度まちづくり基金事業の補助金交付は、新年度予算の市議会議決が条件となりますので、ご注意ください。

制度の趣旨	市民活動団体やボランティア団体等が自主・自発的に行う、まちづくりに役立つ公益的な事業の実践を促進し、市民協働のまちづくりを積極的に推進する。
実施団体の要件	<p>対象とする団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内を拠点に活動している団体で、原則として不特定多数を対象にした社会貢献活動を行っている団体 ② 応募時において、5人以上の会員で構成される団体 ③ 規約・会則等を持ち、予算・決算等の会計処理が行われており、自主・自立が保たれている団体 <p>対象としない団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 営利を目的とする団体 ② 宗教および政治に関する活動を目的とする団体 ③ 公序良俗に反する活動を行う団体
実施事業の要件	<p>対象とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不特定多数を対象に実施する公益性を有する事業 ② 市内で実施し、応募事業が年度内（平成32年3月31日まで）に終了する事業 ※元号は変わります ③ 応募団体が自ら実施する事業で、新規の事業またはこれまでの事業を改善し著しく事業効果の向上が期待できる事業 ④ 事業の実施計画、事業効果および収支計画が明確である事業 <p>対象としない事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設備等の整備および物品の購入を目的とする事業 ② 個人給付等の補助的な事業に関する事業 ③ 団体の構成員が主な受益者となる事業 ④ 営利を目的とする事業 ⑤ 宗教および政治に関することを目的とする事業 ⑥ 公序良俗に反することを目的とする事業 ⑦ 鯖江市から他の補助金を受ける事業

助成の区分		チャレンジまちづくり部門	みんなでまちづくり部門
	事業要件	比較的小規模の事業に取り組み、 <u>総事業費が20万円未満の事業</u>	新たな公益の事業に取り組み、 <u>総事業費が20万円以上の事業</u>
	審査方法	申請書類審査 ※必要に応じ審査委員会の聞き取り	申請書類、一般公開プレゼンテーションによる審査
	補助額 補助率	次の①、②のうちで低い方の金額 (千円未満切捨) ① <u>補助対象経費総額の4分の3以内</u> ② 補助事業費の総額から事業収入(入場料、売上金、協賛金等)を差引いた額 ※ただし、10万円を上限とします。	次の①、②のうちで低い方の金額 (千円未満切捨) ① <u>補助対象経費総額の2分の1以内</u> ② 補助事業費の総額から事業収入(入場料、売上金、協賛金等)を差引いた額 ※ただし、30万円を上限とします。
	交付回数 の限度	同一事業への補助金交付回数は、 <u>平成21年度以降の交付回数が両部門を通算して3回まで</u> とします。ただし、 <u>同一事業で、「みんなでまちづくり部門」の補助を受けた年度以降は、「みんなでまちづくり部門」のみ申請可となり、「チャレンジまちづくり部門」の申請は不可</u> となります。	
※1つの団体が2つの部門に申請することは可能ですが、同一の事業での申請は不可能です。			
補助対象 経費	賃金	事業実施のために雇ったスタッフ等(アルバイトを含む。)の person 費	
	報償費	講師、専門家等への報酬、謝礼など	
	需用費	資材等の購入費、チラシ、ポスター、報告書等の作成費や印刷費、看板代、消耗品等の購入費、イベント等の弁当・茶代	
	役務費	通訳、翻訳、通信運搬に係る経費、保険料等	
	委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用	
	使用料及び 賃借料	機器類の賃借料、イベントなどの会場等の使用料	
	その他	事業のために必要な経費で、審査委員会が必要かつ適切と認めたもの(補助対象経費となるかについては、個別に経費の内容を審査)	
補助対象 外経費	<p>団体の組織自体を維持するために必要な経常的な運営費に対する経費(事務局経費など)は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食費(イベント等の弁当・茶代以外のもの) ・ 申請団体および団体構成員に対し支払う経費(飲食費、賃金、報償費など) ・ 不動産の取得、補償に係る経費 ・ 備品の購入(1品3万円を超えるもの) ・ 団体の経常的な運営に係る経費(事務局経費など) ・ 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが確認できない経費 ・ 事業実施に直接かかわらない経費や審査委員会が社会通念上、適切でないとして認めた経費 		

事業の 公募等	<p>(1) 募集期間 平成31年1月23日(水)から3月4日(月)まで 当日必着</p> <p>(2) 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申込書(様式第1号) ② 事業計画書(様式第2号) ③ 収支予算書(様式第3号) ④ 団体概要書 ⑤ 団体の規約・会則等 ⑥ 団体の前年度収支決算書 ⑦ その他市長が必要と認める書類 <p>※提出書類⑤から⑥までについて総会資料等で記載されていれば、代替可能です。</p> <p>※応募書類の様式は、鯖江市民活動交流センターや市役所市民まちづくり課に備えてあります。また、市の公式ホームページにてダウンロードもできます。</p> <p>※申請書類の記載に関するお問合せは、市民まちづくり課までお問い合わせください。</p>
申請書・プレゼンテーションに関する個別無料相談窓口の開設	<p>まちづくり基金事業に係る申請書の作り方、プレゼンテーション審査会で上手に自己PRするための手法などについてお応えする個別無料相談窓口を開設します。</p> <p>期 間：平成31年1月23日(水)～3月23日(土)</p> <p>場 所：鯖江市民活動交流センター</p> <p>対 応：NPO法人さばえNPOサポート(鯖江市民活動交流センター指定管理者)</p> <p>※個別無料相談窓口は事前申込制となっています。直接、鯖江市民活動交流センターへお申込ください。(TEL 0778-54-7055)</p>
公開プレゼンテーション日時	<p>まちづくり基金事業公開プレゼンテーションおよび本審査会を開催します。</p> <p>日時：平成31年3月24日(日) 午前10時から</p> <p>場所：鯖江市役所4階 第2委員会室</p> <p>※「みんなでまちづくり部門」への応募団体は、1団体7分間程度のプレゼンテーションを行っていただきます。</p> <p>※「チャレンジまちづくり部門」応募団体は、プレゼンテーションの実施はありませんが、申請書類の内容等を確認するために聞き取りさせていただくことがあります。</p>
審査結果	<p>審査結果に基づき、交付決定された団体を市広報誌および市の公式ホームページで公表します。なお、自団体の審査項目別の審査結果を希望される場合は、情報を提供します。</p>
実績報告の提出	<p>補助金交付を受けた団体は、事業終了後、速やかに以下の書類を添えて事業実績報告書を提出していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業精算書 ② 収支決算書 ③ 事業評価調書(様式あり) ④ 領収書の写し <p>※その他市長が必要と認める書類関係資料の提出などに協力をお願いします。</p>
申請、お問い合わせ先	<p>〒916-8666 鯖江市西山町13-1 鯖江市役所 総務部 市民まちづくり課</p> <p>TEL 0778-53-2215 FAX 0778-51-8156</p>

※ 「鯖江市市民協働まちづくり基金」は、市民の皆様からの寄付金と市費を原資としていますので、補助金交付事業を実施するときは、チラシ等に「市民提案による参加と協働のまちづくり事業まちづくり基金事業補助金交付事業」と表示するなど、助成制度と基金の広報をお願いします。

※ この事業の交付決定は3月議会での承認後となりますので、議会終了までは交付を確約するものではありません。ただし、交付決定された場合、4月1日以降の事業費用は対象経費(募集要項に該当する経費)となります。

【審査のポイント】

※ 下記の基準にて審査が行われます。申請書作成、プレゼンテーションの際にご活用ください。

	チャレンジまちづくり部門	みんなでまちづくり部門
事業基準	A 公益性 ・広く市民を事業の対象としているか ・事業効果が期待できるか	A 公益性 ・広く市民を事業の対象としているか ・事業効果が期待できるか ・鯖江市民の利益につながる事業であるか
	B 継続性 ・意欲的で、今後継続的に進められる事業であるか	B 発展性・継続性 ・この補助をきっかけに、継続した市民活動となる可能性があるか ・他の団体や市民（学生等含む）と連携して事業を実施し、事業の広域化など、発展的な効果が期待できるか ・自立的に事業を継続していく意欲をもっているか
	C 市民ニーズの把握 ・市民ニーズの把握に努めた上での事業であるか	C 市民ニーズの把握 ・市民ニーズの把握に努めた上での事業であるか ・地域社会の課題に取り組んだ事業であるか
	D 計画性・効率性 ・事業に計画性があり、経費の配分が効率的であるか	D 計画性・効率性 ・事業に計画性があり、スケジュールに無理がないか ・経費の配分が効率的であり、資金計画に確実性があるか
	E 萌芽性 ・まだ芽生え期ではあるが今後のまちづくり活動推進に向けて可能性を感じられる事業であるか	E 萌芽性 ・まだ芽生え期ではあるが今後のまちづくり活動推進に向けて可能性を感じられる事業であるか
	F チャレンジ性 ・先駆性があり挑戦的な事業であるか、もしくは既存の事業を見直し、より事業効果が見込める挑戦的な事業となっているか ・団体が新たな社会貢献活動に取り組むきっかけとなり、地域の社会貢献活動の活性化につながるかどうか	F 独創性・先駆性 ・企画が独創性をもっているか ・市民活動を推進する先駆性のある事業であるか G 事業の規模・実施内容 ・応募した団体に見合った規模・実施内容を有している事業か
団体基準	ア 公益性 ・団体の活動が不特定多数の公益の増進につながっているか（団体構成員など、一部の者だけが利益を受けていないか）	ア 公益性 ・団体の活動が不特定多数の公益の増進につながっているか（団体構成員など、一部の者だけが利益を受けていないか）
		イ 連携性 ・他の団体や市民（学生等含む）と広く連携していく可能性があるか。

☆申請に際してのご注意

交付決定後、事業実施にあたり不可避な状況が生じた場合でも、新規と捉えられる事業計画変更や申請趣旨と異なる事業実施への交付金使用は認められません。また、比較的軽微な事業計画および予算の変更であっても必ず事前に事務局へ相談してください。許可無く事業内容を変更された場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、事業計画を立てられる際にはご留意ください。